

資料編

資料1	多摩市環境基本計画の前期の評価	160
資料2	みどりの保全・創出の短期目標について	166
資料3	目標及び数値目標設定根拠一覧	168
資料4	環境基準	170
資料5	市民意見	174
資料6	多摩市環境審議会への諮問及び答申	182
資料7	多摩市環境審議会の開催経緯	183
資料8	多摩市環境審議会委員名簿	184
資料9	多摩市環境基本条例	185




多摩市環境基本計画の前期の評価



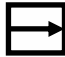

多摩市環境基本計画は、平成 22 年度を短期目標として平成 12 年度の現状からの改善を計画したものです。前期の評価は、長期目標の分類毎に【管理指標（12 年度）】、【管理指標の現状（平成 16 年度実績）】、【短期目標（平成 22 年度）】により状況の変化を以下の観点により総合的に判断し評価しました。






《評価の観点》






- 平成 12 年度から短期目標（平成 22 年度）を見たときに平成 16 年度までの進捗状況の妥当性。
- 年により上下する管理指標は、過去の環境報告書をもとに各年の数値も考慮する。
- 短期目標（平成 22 年度）が数値目標でない場合は、平成 12 年度と平成 16 年度の実績の差で判断。


《評価の基準》





-  短期目標（平成 22 年度）に順調に近づいているもの。短期目標の状態が維持できているもの。
-  短期目標（平成 22 年度）から遠ざかっているもの。または、到達が危ぶまれるもの。
-  短期目標（平成 22 年度）に対し、平成 12 年度と平成 16 年度にあまり変化がないもの。

基本目標	長期目標		短期目標 (平成 22 年度)	管理指標(12年度)	管理指標の現状 (平成 16 年度実績)	結果の評価
	うるおいと安らぎの中で人が暮らせるまち 多摩 ―和のまちづくり― 自然環境の保全等	みどりの 保全・創出	●将来にわたって永続性の高い緑地面積率を約 37% 以上確保します。	●同左 31.51% (平成 9 年度)	●同左 32.59%	
水辺環境の 保全・回復			●BOD 環境基準適合率：各測定点 100% 河川の水質汚濁に係る環境基準（河川類型 B を適用）を下回ることをめざします。	●同左 100%	●同左 53%	 管理指標数値は毎年上下しているが、平成 12 年度からの変化は余りない。 ※大栗川や乞田川は雨が降れば急に増水し、またすぐに減少してしまいます。水量を増やすためには、雨水を地下浸透させ、徐々に川に流れ出るようにしなければなりません。
			●大栗川・乞田川の河川水量の 増量 をめざします。	●大栗川（合流点前） 0.63 (m³/s) 乞田川（御幸橋） 0.14 (m³/s)	●大栗川（合流点前） 0.382 (m³/s) 乞田川（行幸橋） 0.079 (m³/s)	
			●河川に生息する魚類の種数・個体数を 増やす 水辺の自然度の向上をめざします。	●大栗川（合流点前） 種類 11 個体数 180 乞田川（行幸橋） 種類 10 個体数 114	●大栗川（合流点前） 種類 15 個体数 374 乞田川（行幸橋） 種類 3 個体数 7	
生物多様性の確保		●将来にわたって永続性の高い緑地面積率を約 37% 以上確保します。	●同左 31.51% (平成 9 年度)	再掲のため省略	 	
		●BOD 環境基準適合率：各測定点 100% 河川の水質汚濁に係る環境基準（河川類型 B を適用）を下回ることをめざします。	●同左 100%			
		●大栗川・乞田川の河川水量の 増量 をめざします。	●大栗川（合流点前） 0.63 (m³/s) 乞田川（御幸橋） 0.14 (m³/s)			
		●河川に生息する魚類の種数・個体数を 増やす 水辺の自然度の向上をめざします。	●大栗川（合流点前） 種類 11 個体数 180 乞田川（行幸橋） 種類 10 個体数 114			
都市環境の保全等		公園緑地の確保	●1人当たりの都市公園面積 13 m² (広域公園・児童遊園含まない) 以上の確保をめざします。	●1人当たりの都市公園面積 11.3 m²/人	●1人当たりの都市公園面積 12.46 m²/人	 一人当たりの面積も市民参加の公園管理数も順調に増加している。

基本目標	長期目標		短期目標 (平成 22 年度)	管理指標(12年度)	管理指標の現状 (平成 16 年度実績)	結果の評価
	都市環境の保全・創出 —和のまちづくり— うるおいと安らぎの中で人が暮らせるまち 多摩	公園緑地の確保	●市民参加の管理公園数を増やします。	●市民参加の管理公園数 111 団体	●市民参加の管理公園数 154 公園	
景観の保全・創出		●みどりと都市とが調和した景観を保全します。 ●地区まちづくり計画を策定している地区の数 市民参加によるまちづくり(景観づくり)を進めます。	●定点からの景観の状況(写真撮影) ●地区計画決定地区数 10 地区 建築協定締結地区数 24 地区	●同左変化なし 【マンション建設、開発等はあるが相対的には変化なし】 ●地区計画決定地区数 20 地区 建築協定締結地区数 17 地区		マンション建設や開発等により部分的な景観の変化はあるが、市単位での大きな変化はない。しかし、景観を含めたまちづくりの仕組みづくりは変化しつつあり、徐々に効果が現れることが期待できる。
歴史・文化の保全・継承		●歴史文化継承事業の実施回数及び参加人数を増やします。	●学習講座等実施数 12 事業 参加者数 431 人 展示会事業数 14 事業 入場者数 25,613 人	●学習講座等実施数 28 事業 参加者数 1,307 人 展示会事業数 10 事業 入場者数 79,282 人		全体的に事業数、参加者、入場者数は大幅に増加している。
まちの美化		●ごみのポイ捨て、捨て看板の量や、路上駐車・放置自転車数の削減をめざします。	●捨て看板(屋外広告物違反物)の回収量 3,915 件 ●路上駐車 of 摘発数 2,651 台 ●放置自転車等の台数 688 台 ※ 16 年度から警視庁で調査指定している瞬間	●捨て看板(屋外広告物違反物)の回収量 1,534 件 ●瞬間路上駐車台数 670 台 ●放置自転車数 1,131 台 ●路上駐車台数に変更		捨て看板数は平成12年度よりは減少しているが、その後は例年1,000件台で推移している。 路上駐車摘発件数は平成15年度まで毎年1,000台づつ増えており、放置自転車数も増加している。
自然の循環の中で人が暮らせるまち 多摩 —環のまちづくり— 1	公害の防止	●すべての測定地点・時期において、以下に示す大気汚染物質濃度がすべて大気汚染に係る環境基準値を下回ることをめざします。	●SO ₂ 、NO _x 、SPM、O ₃ 、CO 濃度が環境基準値を下回った割合 97.6%	●同左 96.4%		全体的にほぼ横ばい。二酸化いおうと一酸化炭素は経年的に環境基準値を満足しているが、二酸化窒素や浮遊粒子状物質等は僅かではあるが環境基準値を超える年度がある。
	水質汚濁の防止	●すべての測定地点・時期において、水質汚濁に係る環境基準(河川類型Bを適用)の達成をめざします。	●BOD 濃度、pH、大腸菌群数が環境基準値を下回った割合 62.5%	●同左 61.2%		全体的にほぼ横ばい。BOD 濃度は経年的にほぼ環境基準を満足しているが pH と大腸菌群数は相変わらず環境基準を超えることがある。

基本目標	長期目標		短期目標 (平成 22 年度)	管理指標(12年度)	管理指標の現状 (平成 16 年度実績)	結果の評価
	自然の循環の中で人が暮らせるまち多摩 — 環のまちづくり —	公害の防止	騒音・振動の防止	●すべての測定地点・時期において、騒音に係る環境基準の達成をめざします。	●道路騒音レベルが環境基準値を下回った日数の割合 37.1%	●同左 70.0%
有害化学物質対策			●市内全域のダイオキシン類濃度を把握します。 大気： 5 地点 土壌： 32 地点 (累計)	●環境中(大気、土壌)のダイオキシン類濃度把握地点数 大気： 5 地点 土壌： 9 地点 (累計)	●同左 大気： 5 地点 土壌： 25 地点 (累計 29 回)	 市内のダイオキシン類調査結果は、現在のところ全て環境基準以内であった。 ごみの焼却量、埋立処分量は計画通り減量されてきたが、短期目標ゼロには遠い。 化学物質に関する情報提供は都のホームページ(都内の化学物質の使用状況)とリンクし、紙だけでなく、電子での情報提供をおこなった。(2 手法)
			●ごみの焼却量を平成 12 年 10 月～平成 13 年 9 月までの 1 年間の焼却量から 9%削減(目標値：36,775t)するとともに、埋立処分量ゼロをめざします。	●ごみ焼却量 40, 438t (H12.10～H13.9) ごみ埋立処分量 6, 381t	●ごみ焼却量 38, 824 t ごみ埋立処分量 4, 706 t	
			●化学物質に関する情報提供システムの確立をめざします。	●化学物質に関する情報提供システム確立の進捗状況 2 手法	●2 手法による情報提供を推進した。	
その他の公害の防止		●その他の公害の防止に関する啓発活動を進めます。	●その他の公害の防止に関する啓発活動の実施数 0 件	●同左 0 件 苦情のみ対応	 啓発活動は行っていない。苦情のみ対応	
ごみの減量、資源の有効利用		●ごみ排出量を平成 12 年 10 月から平成 13 年 9 月までの 1 年間の排出量から 5%削減します。 22 年度目標 47, 878 t	●ごみ排出量(家庭系+事業系) 50, 398 t (12.10.～H13.9)	●同左 47, 484t	 平成 22 年度目標を達成した。更に高い目標を設定する。	
		●再生利用率を約 31% に増加します。	●再生利用率[総再生利用量/〔ごみ総発生量(総再生利用量含む)〕]約 27.4% (12.10～H13.9)	●同左 28.9%	平成 12 年度からは変化余り無く、短期目標達成には抜本的な施策が必要。	
		●ごみの埋立処分量をゼロに近づけます。	●ごみの埋立処分量 6, 381 t ●多摩市リサイクル協力店の数 19 店	●同左 4, 706 t ●同左 21 店	ごみの埋立処分量は大幅に減少しているが、短期目標と比較すると更に減量が必要。	
エネルギーの有効利用		●電力消費量を平成 12 年度レベルから 15%削減することをめざします。	●電力消費量 843, 365 千 kWh (22 年度目標 716, 860 千 kWh)	●同左 885, 848 千 kWh	 電力・都市ガス消費量ともに増加しており、短期目標の達成は難しい。	
		●都市ガス消費量を平成 12 年度レベルから 15%削減することをめざします。	●都市ガス消費量 35, 483 千 m³ (22 年度目標 30, 161 千 m ³)	●同左 43, 107 千 m³		
健全な水循環の確保		●1 人当たりの水使用量を 10%削減することをめざします。 (22 年目標 280L/人)	●市民 1 人当たりの上水使用量 311 L/人・日	●同左 304L/人・日	 一人当たりの水使用料と雨水浸透・貯留能力向上は、ともに向上はしているが短期目標達成は難しい。	

基本目標	長期目標	短期目標 (平成 22 年度)	管理指標(12年度)	管理指標の現状 (平成 16 年度実績)	結果の評価	
	自然の循環の中で人が暮らせるまち多摩 — 環のまちづくり —	健全な水循環の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●雨水浸透・貯留能力の向上をめざします。雨水浸透施設 130 件 (累計) 浸透ます 700 個 (累計) 浸透トレンチ 2,060m (累計) ●湧水量の増量をめざします。 	<ul style="list-style-type: none"> ●雨水浸透施設 48 件 (累計) 浸透ます 261 個 (累計) 浸透トレンチ 772.6m (累計) ●湧水量 大谷戸公園 1.1 L/S (H12. 9. 27) 寺の入り 0.17 L / S (H13. 9. 19) 		<ul style="list-style-type: none"> ●雨水浸透施設 66 件 (累計) 浸透ます 346 個 (累計) 浸透トレンチ 942.8m (累計) ●同左 大谷戸公園 1.0L/S~3.0L/s 寺の入り 0.12L/s
地球温暖化の防止			<ul style="list-style-type: none"> ●温室効果ガスである二酸化炭素排出量を平成 11 年度レベルから 12%削減することをめざします。目標：375,199 t-CO2 	<ul style="list-style-type: none"> ●二酸化炭素排出量(電力・都市ガス消費・ごみ焼却を対象) 426,362 t -CO2 (平成 11 年度) 	●同左 443,093 t -CO2	
オゾン層の保護		<ul style="list-style-type: none"> ●家電リサイクル法に基づくフロン封入製品(冷蔵庫、エアコン)の回収を定着させ、不法投棄処理件数(台数)0 台をめざします。 	<ul style="list-style-type: none"> ●冷蔵庫、エアコンの不法投棄処理件数 31 台 (H13.4 月から 12 月の累計) 	●同左 44 台		
酸性雨の防止		<ul style="list-style-type: none"> ●大気汚染物質(二酸化いおう、二酸化窒素)濃度が大気汚染に係る環境基準値を下回ることをめざします。 	<ul style="list-style-type: none"> ●大気汚染物質(二酸化いおう、二酸化窒素)濃度が環境基準値を下回った割合 100% 	●同左 97.5%		
			<ul style="list-style-type: none"> ●愛宕測定局における酸性雨の測定結果年平均値 PH4.4 	●同左 PH4.7 (平成 15 年度 PH4.5)		
熱帯林等の保全		<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ排出量を平成 12 年 10 月から平成 13 年 9 月までの 1 年間の排出量から 5 %削減します。 ●再生利用率を 約 31% に増加します。 ●ごみの埋立処分量をゼロに近づけます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ排出量(家庭系+事業系) 50,398 t (※H12.10.~H13.9) 22 年度目標 47,878 t ●生利用率[総再生利用量/[ごみ総発生量(総再生利用量含む)]] 約 27.4% (※H12.10~H13.9) ●ごみの埋立処分量 6,381 t ●多摩市リサイクル協力店の数 19 店 	再掲のため省略		

基本目標	長期目標		短期目標 (平成 22 年度)	管理指標(12年度)	管理指標の現状 (平成 16 年度実績)	結果の評価
	みんなが身近な暮らしの中で環境について考え、行動するまち多摩 ―輪のまちづくり―	人づくり	環境教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●学校における環境教育の時間、特に体験学習の時間を増やします。 目標：100% 取組割合 (各項目の取組校数の計) / (取組 5 項目 × 31 校) 	<ul style="list-style-type: none"> ●小中学校における項目別環境教育の取組割合 49.7% 	●同左 76.8%
環境学習の拡充			<ul style="list-style-type: none"> ●環境学習の場・機会や参加人数を増やします。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市及び文化振興財団が主催する環境学習事業の実施数、参加者数 学習講座 実施数 81 事業 参加者数 3,398 人 展示会 実施数 23 事業 入場者数 25,613 人 	●同左 学習講座 実施数 61 事業 参加者数 2,490 人 展示会 実施数 35 事業 入場者数 80,430 人	 <p>学習講座事業実施回数及び参加者数は減少しているが、展示会は実施回数及び入場者数共に増加している。</p>
			<ul style="list-style-type: none"> ●環境保全のための指導者・リーダーなどの人材を増やします。 <p>※平成 15 年度末で東京都環境学習リーダークラス事業が廃止された為、指導者・リーダー数を削除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●多摩市生涯学習市民バンクへの環境関連人材の登録数 2 人 	多摩市生涯学習市民バンク登録数 6 人	
パートナーシップづくり		パートナーシップづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●パートナーシップ形成のためのベースをつくります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「多摩市民環境会議」の設置と活動状況 設置 H13. 5. 29 活動 2 回/月 	新たな取組を行うなど活動も広がりつつある。 活動：全体会、部会、運営会議各 1 回/月	 <p>市民・事業者・行政のパートナーシップ形成のうち、市民の団体である市民環境会議の活動内容が、質量ともに向上している。しかし、事業者が参加したシステムができていない。</p>
			<ul style="list-style-type: none"> ●環境子ども会議の設置と活動状況 未設置 	未設置		
フォローアップ体制づくり		環境情報の収集・公開体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ●環境に関する情報収集量・公開の方法を増やします。 	<ul style="list-style-type: none"> ●図書館行政資料コーナーにおける環境に関する情報資料数 253 種、593 冊(H13. 8. 1 現在) ●多摩市環境ホームページへのアクセス件数 未開設 	資料数は微増	 <p>環境に関する資料は増加しつつある。環境ホームページの開設はできていないが、多摩市公式ホームページで一部公開。</p>
		市民参加体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ●市民参加による市の環境マネジメントシステムの確立・運用 	<ul style="list-style-type: none"> ●多摩市環境審議会における本計画の目標の達成状況や市の環境に係る施策の点検・評価、見直し・改善の実施の有無などの確認状況 未着手 	環境マネジメントシステムの確立 多摩市環境審議会の認証（市民認証） （平成 16 年度は予定）	 <p>平成 13 年度環境報告書より多摩市環境審議会の認証（市民認証）を取得している。</p>

資料2 みどりの保全・創出の短期目標について

■将来にわたって持続性の高い緑地

みどりの保全・創出の項では、「将来にわたって持続性の高い緑地面積率を37%以上確保すること」を短期目標として掲げています。ここで言う、「将来にわたって持続性の高い緑地」とは、「公園等の都市施設とする緑地」、「制度上安定した緑地」、「社会通念上安定した緑地」の合計値から区域が重複する部分を差し引いたものを言います。これは、東京都の緑地の概念に基づくもので、公共施設の緑地あるいは道路の植栽地などを含まない値です。

・公園等の都市施設とする緑地：

すでに開設されている公の公園緑地及び都市計画決定されている公園緑地。

・制度上安定した緑地：

緑地の保全を図るため、法律や条例などに基づいて指定された地区や地域。

・社会通念上安定した緑地：

社寺境内地、大学や病院、ゴルフ場など、緑地として持続性が高く、一般の利用が可能な公共的な空地。

なお、それぞれの内訳は次表のとおりです。

■みどりの現況量

上記短期目標は、平成11年3月に策定された「多摩すみどりの基本計画」で掲げられた、みどりの確保目標量でもあり、この目標の設定にあたっては、平成9年1月1日現在の緑地の現況量がベースになっていますが、1次改定にあたり市で把握している面積は平成18年1月1日時点の数字に変更しました。

次頁の表で、「1.公園等の都市施設とする緑地」が約307ha、「2.制度上安定した緑地」が約220ha、「3.社会通念上安定した緑地」が約243haで、合計約770haです。この合計値から区域の重複する部分を差し引いたもの約690haが、「将来にわたって持続性の高い緑地」であり、市域全体の面積2,018haに占める割合（緑地面積率）は32.72%となります。

● 緑地の現況量

区分		市域全体:2,108ha (都市計画区域)	
1. 公園等の都市施設とする緑地(ha)			
住区基幹公園	街区公園	※	39.86
	近隣公園	※	63.14
都市基幹公園	地区公園	※	18.42
	総合公園		11.46
広域公園(都市計画決定面積)			121.60
都市緑地		※	45.92
都市公園」の小計	広域公園を含む	※	300.40
	(広域公園を含まない)	※	178.80
都市公園を除く公共空地			6.79
計	広域公園を含む	※	307.19
	(広域公園を含まない)	※	185.59
2. 制度上安定した緑地(ha)			
緑地保全地区			3.42
生産緑地地区		※	29.95
保安林			0.21
保存樹林		※	7.15
河川区域			130.00
自転車歩行者専用道		※	34.59
公団・公社の所有する公園			3.14
市民農園		※	1.59
協定緑地(緑地保全法)			0.20
みどりの協定地区		※	10.02
計		※	220.27
3. 社会通念上安定した緑地(ha)			
ゴルフ場			90.50
社寺境内地			10.00
緑地として扱える文化財			0.97
公開性のある大学			31.50
公開性のある病院			1.40
法面のみどり			108.27
計			242.64
合計			
1+2+3の単純合計(ha)		※	770.10
1+2+3の重複分(ha)			80.27
将来にわたって持続性の高い緑地の面積とその割合 (1+2+3の単純合計から重複分を差し引いたもの)		※	689.83
		※	32.72%
4. その他の緑地(ha)			
道路植栽地		※	25.42
小中学校の植栽地			38.50
その他の公共公益施設の植栽地			32.42
宅地化農地		※	27.67
計		※	124.01
合計(1+2+3+4の面積とその割合)		※	894.11
		※	42.42%

出典:多摩しみどりの基本計画(平成11年3月)[平成9年1月1日現在]

※平成18年 1月 1日現在の数値

公園緑地課資料

資料3 目標及び数値目標設定根拠一覧

基本目標	長期目標	短期目標(目標年次H.22年度)	数値目標の設定根拠(出典など)		
つるおいと安らぎの中で人が暮らせるまち(調和) 多摩	自然環境の保全等	みどりの保全・創出	★将来にわたって持続性の高い緑地面積率を約37%以上確保することをめざします。	★「多摩すみどりの基本計画」(平成11年3月)による。	
		水辺環境の保全・回復	★河川のBODが水質汚濁に係る環境基準(河川類型Bを適用)を下回ることをめざします。 ●大栗川・乞田川の河川水量の増量をめざします。 ●水辺の自然度の向上をめざします。	★環境基本法(環境基準)による。	
		生物多様性の確保	★将来にわたって持続性の高い緑地面積率を約37%以上確保することをめざします。 ★河川のBODが水質汚濁に係る環境基準(河川類型Bを適用)を下回ることをめざします。 ●大栗川・乞田川の河川水量の増量をめざします。 ●水辺の自然度の向上をめざします。	★「多摩すみどりの基本計画」(平成11年3月)による。 ★環境基本法(環境基準)による。	
	都市環境の保全等	公園緑地の確保	★1人あたりの公園面積13㎡(広域公園含まない)以上の確保をめざします。 ●アダプトの数を増やします。	★「多摩すみどりの基本計画」(平成11年3月)による。	
		景観の保全・創出	●みどりと都市とが調和した景観を保全します。 ●市民参画によるまちづくり(景観づくり)を進めます。	—	
		歴史・文化の保全・継承	●歴史文化継承事業の実施回数及び参加人数を増やします。	—	
		まちの美化	●ごみのポイ捨て、捨て看板の量や、路上駐車・放置自転車数の削減をめざします。	—	
	自然の循環の中で人が暮らせるまち(循環) 多摩	公害の防止	大気汚染の防止	★すべての測定地点・時期において、大気汚染物質(二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、一酸化炭素)濃度がすべて大気汚染に係る環境基準値を下回ることをめざします。	★環境基本法(環境基準)による。
			水質汚濁の防止	★すべての測定地点・時期において、水質汚濁に係る環境基準(河川類型Bを適用)の達成をめざします。	★環境基本法(環境基準)による。
			騒音・振動の防止	★すべての測定地点・時期において、騒音に係る環境基準の達成をめざします。	★環境基本法(環境基準)による。
有害化学物質対策			●市内全域のダイオキシン類濃度を把握します。 ★ごみの焼却量を平成16年度1年間の焼却量から20%削減するとともに、埋立処分量ゼロをめざします。 ●化学物質に関する情報提供システムの確立をめざします。	★環境推進課ごみ減量推計より	
アスベスト等その他の公害の防止			●アスベスト等その他の公害の防止に関する啓発活動を進めます。	—	
ごみの減量、資源の有効利用		★ごみ排出量を平成16年度1年間の排出量から20%削減します。 ★再生利用率を約32.4%に増加します。 ★ごみの埋立処分量をゼロに近づけます。	★環境推進課ごみ減量推計より		
エネルギーの有効利用		★電力消費量を平成14年度レベルから4.8%削減することをめざします。 ★都市ガス消費量を平成14年度レベルから4.8%削減することをめざします。	★「多摩市環境基本計画」(第1次改訂版、平成18年3月)の“地球温暖化の防止”の短期目標達成のために必要なエネルギーの削減率として設定した。		
健全な水循環の確保		★1人あたりの水使用量を10%削減することをめざします。 ●雨水浸透・貯留能力の向上をめざします。 ●湧水量の増量をめざします。	★日常的に実践が可能な節水行動を50%の市民が実践した場合、10%程度の上水使用量の削減が見込めるため、その数値を目標値として設定した。		

注)★印は数値目標を示す。

基本目標	長期目標	短期目標(目標年次 H.22 年度)	数値目標の設定根拠(出典など)	
自然の循環の中で人が暮らせるまち 多摩 環境のまちづくり(循環)	地球環境保全等 地球の保全	地球温暖化の防止	★温室効果ガスである二酸化炭素排出量を平成 14 年度(2002 年度)レベルから 4.8 %削減することをめざします。	★国の目標は、『温室効果ガス排出量を「2008 年から 2012 年の第 1 約束期間に 1990 年レベルから 6%を削減」する』であり、平成 17 年 4 月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」でのエネルギー起源 CO ₂ 削減数値を目標として設定した。
		オゾン層の保護	★家電リサイクル法に基づくフロン封入製品(冷蔵庫、エアコン)の回収を定着させ、不法投棄処理件数(台数)0台をめざします。	★廃棄物の処理及び清掃に関する法律による。
		酸性雨の防止	★大気汚染物質(二酸化いおう、二酸化窒素)濃度が大気汚染に係る環境基準値を下回ることをめざします。	★環境基本法(環境基準)による。
		森林の保全	★ごみ排出量を平成 16 年度 1 年間の排出量から 4.8 %削減します。 ★再生利用率を約 32.4%に増加します。 ★ごみの埋立処分量をゼロに近づけます。	★環境推進課ごみ減量推計より
環境について考え、行動する みんなが身近な暮らしの中で 環境のまちづくり(協働)	人づくり	環境教育の充実	●学校における環境教育の時間、特に体験学習の時間を増やします。	—
		環境学習の拡充	●環境学習の場・機会や参加人数を増やします。 ●環境保全のための指導者・リーダーなどの人材を増やします。	—
	パートナーシップづくり	●パートナーシップ形成のためのベースをつくりま。	—	
	フォローアップ体制づくり	環境情報の収集・公開体制の確立	●環境に関する情報収集量・公開の方法を増やします。	—
		市民参画体制の確立	●市民参画による市の環境マネジメントシステムを確立・運用します。	—

注)★印は数値目標を示す。

資料4 環境基準

■大気汚染に係る環境基準

【大気汚染に係る環境基準】

二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。

- 備考
- 1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
 - 2.浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
 - 3.二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
 - 4.光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

【有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準】

ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

- 備考
- 1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
 - 2.ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

■水質汚濁に係る環境基準

【人の健康の保護に関する環境基準】

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
P	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ほう素	1mg/L以下

- 備考
- 1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 - 2.「検出されないこと」とは、規定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 - 3.海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 - 4.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

【生活環境の保全に関する環境基準】

ア. 河川(湖沼を除く。)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000 MPN/100ml 以下
C	水道3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考 1.基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
2.農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)

- 注) 1.自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
2.水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2級 : 沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3.水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
" 2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
" 3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4.工業用水1級 : 沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
" 2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
" 3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
5.環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を感じない限度

■地下水の水質汚濁に係る環境基準

【人の健康の保護に関する環境基準】

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
P	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下

備考 1.基準値は年平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
2.「検出されないこと」とは、規定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界値を下回ることをいう。

■土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジ	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。

- 備考 1.カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 2.「検液中に検出されないこと」とは、規定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3.有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

■ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
水質	1年平均値が1pg-TEQ/L以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

- 備考 1.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2.大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
- 3.土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
- 4.大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 5.水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 6.土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

■騒音に係わる環境基準

【道路に面する地域以外の地域】

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

【道路に面する地域の騒音に係る環境基準】

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

【航空機騒音に係る環境基準】

地域の類型	基準値(単位:WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

備考 I 類型: 専ら住居の用に供される地域
 II 類型: I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域